



防衛省と楽天モバイル株式会社との間の災害時における  
通信の確保のための相互協力に関する協定

防衛省

楽天モバイル株式会社



防衛省と楽天モバイル株式会社は、災害時における通信の確保のための相互協力について、次のように協定する。

令和4年3月1日

防衛省整備計画局長

土 本 英 樹



楽天モバイル株式会社 代表取締役社長

山 田 善 久



防衛省と楽天モバイル株式会社との間の災害時における通信の確保のための  
相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成する楽天モバイル株式会社の防災業務計画に基づき、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）及び楽天モバイル株式会社（以下「乙」という。）の間の相互協力の要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、災害時において必要な情報を共有するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、災害時の連絡体制を平素から確立させておくものとする。

2 甲及び乙は、災害が発生したときは、前項の連絡体制が機能するよう、速やかに適切な態勢をとるものとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲及び乙は、それぞれが次条及び第5条に規定する活動を円滑に実施するため、災害時における被災情報及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲による乙の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等（同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）による応援（災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。）について要請を行うとともに、当該要請を行った旨を速やかに甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、これを拒む正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

(経費の求償等)

第6条 甲及び乙は、前2条の規定に基づく措置について、それぞれの相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補填を求めないことを原則とする。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲及び乙の間の協議により定める。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力によって知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙との間においては、この協定に基づく協力について、地域の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲及び乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲及び乙のこの協定を所管する部署の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲及び乙の間の合意がなければ、その効力を生じない。

附 則

この協定は、令和4年3月1日から施行する。

防衛省と楽天モバイル株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定第12条第2項の規定に基づき、この細部確認書を定める。

令和4年3月1日

防衛省整備計画局情報通信課長

瀬川 篤 史

楽天モバイル株式会社・代表取締役社長

山田 善

## 防衛省と楽天モバイル株式会社との間の災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定の細部確認書

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定により作成する防衛省防災業務計画及び同法第39条第1項の規定により作成する楽天モバイル株式会社の防災業務計画に基づき、災害時における通信の確保のための防衛省（以下「甲」という。）及び楽天モバイル株式会社（以下「乙」という。）の間の相互協力の要領並びに当該協力のための連絡調整及び訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この協定の趣旨を規定している。

楽天モバイル株式会社（以下「乙」という。）は災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であり、同条第3号に規定する指定行政機関である防衛省（以下「甲」という。）とは、同法その他災害に関する法令において防災に関する措置を円滑かつ適切に遂行するために相互に協力することとされている。

この協定に規定する災害とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいうが、この協定による実質的な協力の場面は、第4条及び第5条に規定するとおり、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣された甲の部隊等と乙との間における相互協力である。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、災害時において必要な情報を共有するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、災害時の連絡体制を平素から確立させておくものとする。

2 甲及び乙は、災害が発生したときは、前項の連絡体制が機能するよう、速やかに適切な態勢をとるものとする。

本条は、災害の発生に備えた平素からの連絡体制の確立及び災害時の対応について規定している。

第1項で想定している連絡体制とは、具体的には以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時における連絡体制として、甲乙間の窓口となる電話番号をあらかじめ明らかにしておくほか、地震の発生時に窓口となる電話番号が使用できない場合に備え、担当者間で携帯電話等により連絡を取ることができる状態にしておくこととする。

(2) その他の災害の場合の対応については、前号に規定する連絡体制を参考に、地域協定で定めることとする。

このような連絡体制を確立するためには、平素から最新の連絡先、責任者等の情報を把握しておく必要があることから、定期的に連絡先、責任者等の情報を提供することについて定めている。

また、甲と乙は、人事異動、組織改編等に伴う連絡先、責任者等の変更があった場合には、別紙様式により、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡することとする。

第2項で想定している体制とは、具体的に以下のとおりである。

(1) 震度5弱以上の地震の発生時には、担当者が職場外にいる場合に、各人の職場に移動することは必ずしも求められないが、携帯電話が受信できるような場所に移動するなどの対応をとることとする。

(2) その他の災害の場合の対応については、地域協定で定めることとする。

(災害時における情報共有)

第3条 甲及び乙は、それぞれが次条及び第5条に規定する活動を円満に実施するため、災害時における被災情報及びそれぞれの活動状況の共有に努めるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請の状況、当該要請を受けて活動する甲の部隊等の状況、甲が部隊運用等により収集した地域の被災状況、乙の電気通信設備の被災状況、被災した乙の電気通信設備の復旧のための乙の活動状況、乙が各通信設備からの警報等により収集した被災状況等に関する情報の共有について規定している。

(電気通信設備の優先的な利用)

第4条 甲は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定により都道府県知事から要請を受けて活動している場合において、当該活動のために、当該都道府県知事の管轄する区域において災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用が必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該利用の確保について要請を行うとともに、速やかに当該要請を行った旨を乙に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から乙に対し、甲による乙の電気通信設備の優先的な利用の確保について要請があったときは、乙は甲が必要とする電気通信設備を優先的に利用させるものとする。

本条は、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を受けて活動する甲の部隊等が災害対策基本法第79条の規定により乙の電気通信設備の優先的な利用を求める手続を確認的に規定している。想定する措置は、乙の端末機器(衛星携帯電話、衛星電話、携帯電話及びデータ端末)を使用した通信サービスを迅速に提供することである。当該利用は、都道府県を通じた借受けによる。

甲は、本条に規定する要請を都道府県知事に対し行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に乙に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(労務の確保等についての応援)

第5条 乙は、災害により乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため特に必要があると認めるときは、当該電気通信設備が所在する区域を管轄する都道府県知事に対して、自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される甲の部隊等（同法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）による応援（災害対策基本法第80条第2項に規定する応援をいう。以下同じ。）について要請を行うとともに、当該要請を行った旨を速やかに甲に通知する。

2 前項の場合において、当該都道府県知事から甲に対し、当該応援について要請があったときは、災害対策基本法第80条第2項に規定するところにより、これを拒む正当な理由がない限り、甲は乙が必要とする応援を行うものとする。

本条は、災害により、乙の電気通信設備が被災し、使用できない場合において、通信の復旧のため、災害対策基本法第80条第2項の規定による労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を乙が甲に対して求める場合の手続を確認的に規定している。

「自衛隊法第83条第2項本文の規定により派遣される」とは、現に派遣されている場合のみならず、本条第1項の規定による乙から都道府県知事に対する要請に基づいて初めて（都道府県知事から甲に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請があり）甲の部隊等が派遣される場合を含む。

当該応援に当たっては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の人員、装備又は施設のいずれの使用も想定する。

応援の具体例は、それぞれ次のとおりとする。特に、物品の提供にあたっては、法令に規定されている要件等に留意する。

- ① 労務：輸送、障害物の撤去
- ② 施設：物資の集積場所・宿泊施設の使用許可
- ③ 設備：電気通信設備・電力設備の使用許可
- ④ 物資：燃料・資材の提供、機材の貸出し

乙は、本条に規定する要請を都道府県知事に対し行おうとするときは、双方が混乱なく迅速に協力を行うために、事前に甲に対して要請内容を通報し、調整を行うこととする。

(経費の求償等)

第6条 甲及び乙は、前2条の規定に基づく措置について、それぞれの相手方に対して、経費を求償し、又は損失の補填を求めないことを原則とする。

本条は、第4条及び第5条の規定に基づき甲及び乙が行った活動については、原則として、それぞれの相手方に対して経費の求償をし、又は損失の補償を求めないことを規定している。甲による乙の通信設備の優先的な利用の確保についての要請及び乙による通信の復旧のために必要な甲の部隊等による応援の要請は、いずれも都道府県知事を経由して行われることに鑑み、甲と乙がそれぞれ行った活動についての経費は相互に請求することとはしないことを原則としたものであるが、不法行為による損害賠償請求権が発生した場合等については、この限りでない。

(相互協力に係る協議)

第7条 前3条に規定するもののほか、災害時における相互協力に関し必要な事項は、甲及び乙の間の協議により定める。

本条は、都道府県知事の要請がないなど個別の状況によっては、災害時における通信の確保について前3条に規定する事項以外にも相互に協定すべき事項が生じる可能性があることから、その場合には甲と乙が協議して定める旨を規定している。

本条により協議して定めることとされた事項は、甲と乙がそれぞれの活動に支障を来さない範囲で行うものとするが、甲、乙とも、災害対策基本法上の指定行政機関及び指定公共機関としての責務を十分果たすよう、互いに協力することとする。

(定期的な訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、訓練内容等を協議の上、年1回以上協同して訓練を行うものとする。

本条は、第4条及び第5条の規定により協力を行う際に甲と乙が円滑に連携することができるよう定期的に協同して訓練を行うことを規定している。

この協同訓練については、事前に双方で時期、内容等について協議した上で、年間の予定を決定し、年1回以上行うものとする。この訓練は、甲、乙それぞれが、指定行政機関及び指定公共機関としての責務として行うものであるため、訓練に係る費用については各々が負担する。

この協定に基づく訓練としては、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のうち、複数の自衛隊の部隊等と乙の広域的ネットワークとが協同して行う大規模な訓練のほか、甲の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの部隊等と当該部隊等との協力が想定される乙とが協同して行うなどの小規模な訓練も含まれる。

訓練を計画する際には、甲乙双方の隊員及び職員の練度向上に資する訓練内容となるよう留意して計画を立てることとする。

(定期的な会議の開催)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡調整のための会議を年1回以上開催するものとする。

本条は、連絡調整のための会議を年1回以上行うことを規定している。

この会議においては、甲と乙とが協同して行う訓練の日程や内容についての確認を行うとともに、訓練や災害時における協力についての意見交換等を行うものとする。

(情報の管理の徹底)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力によって知り得た情報の管理を徹底するものとし、その方策については、双方で協議するものとする。

甲の通信に係る情報、我が国の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、我が国の安全保障において重大な支障を来することが有り得ること、また、乙の電気通信設備に関する情報等が漏えいした場合には、乙の事業活動において重大な支障を来することが有り得ることから、本条は、甲と乙が、この協定に基づく協力によって知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理について特に徹底すること、また、その方策については、法令及び規則類に基づき、双方で適切に協議することを規定している。

(地域協定)

第11条 甲の指定する部隊等と乙との間においては、この協定に基づく協力について、地域の実情に応じた措置を規定するための地域協定を締結することができる。

本条は、災害時における協力については各地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、甲の部隊等と乙とが、災害時における通信のための相互協力に関し、この協定に基づき、地域の実情に応じた協定を締結することができることを規定している。

ここにいう甲の部隊等とは、陸上自衛隊の方面隊とする。ただし、地域の状況等に応じて特に必要がある場合は、甲と乙との協議の上、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等を地域協定の締結主体とすることができる。

(その他)

第12条 この協定は、2通作成し、甲及び乙が各1通を保管するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲及び乙のこの協定を所管する部署の間で定める。

3 この協定の改廃は、甲及び乙の間の合意がなければ、その効力が生じない。

(細部事項確認なし。)

附 則

この協定は、令和4年3月1日から施行する。

この協定は、締結の日である令和4年3月1日から施行することを定めている。

別紙様式

変更事項通知書

年 月 日

殿

(省名・社名)

(部署)

氏 名

連絡先

担当者

担当部署

その他 ( )

について変更がありましたので、通知します。

| 旧 | 新 | 備考 |
|---|---|----|
|   |   |    |